

指定管理者に対するモニタリングの実施について

岐阜市福祉部においては、所管する公の施設の良い管理状況を確保するため、上半期及び下半期に分けて指定管理者の業務実施状況をモニタリングによる定期評価をしております。

評価は別掲の「指定管理者管理運営状況シート」に従って、まず指定管理者が自らの運営状況を評価（自己評価）した上で、福祉部の各施設を所管する課が評価し、さらにその結果を受け、外部有識者で構成する「福祉部指定管理者評価委員会」が評価を行っております。結果は福祉部指定管理者評価委員会での評価が確定後、速やかにホームページにて公表しています。

なお、指定管理者管理運営状況シート中の評価は、下表の基準により SS～D の 6 段階で表記しております。

モニタリング評価基準

SS, S, A, B, C, D の 6 段階評価とし、A を標準とする

評価	評価基準
SS	協定書、要求水準の内容を上回る業務を履行し、それによって顕著に実績が挙げられている
S	協定書、要求水準の内容どおり又は内容をやや上回る業務を履行し、実績が良好である
A	協定書、要求水準の内容どおり業務を履行している
B	協定書、要求水準の内容どおり業務を履行しているものの、実績が挙げられていない
C	協定書、要求水準の内容から判断して一部遅滞や不履行がみられ、簡易な改善を要する
D	協定書、要求水準の内容から判断して相当の遅滞や不履行がみられ、早急な改善や市の指導を要する

「実績」・・・評価項目毎の要求水準を通じて導き出される成果や効果のこと

評価を数値で行う場合の基準

評価	評価基準	配点
SS	130%以上	140
S	110%以上 130%未満	120
A	90%以上 110%未満	100
B	70%以上 90%未満	80
C	50%以上 70%未満	60
D	50%未満	40